【表紙】

【公表書類】	訂正特定証券情報
【公表日】	2026年11月24日
【発行者の名称】	InfiniCloud株式会社 （InfiniCloud Co. Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役　瀧 康史
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市葵区呉服町二丁目１番地の５
【電話番号】	050-3801-5987（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　兼　管理本部長　向 正裕
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321（代表）
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は 売付け価額の総額】	発行価額の総額 株主割当てによらない特定投資家向け取得勧誘 55,921,500円以内 （注）発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、訂正特定証券情報提出時における見込額であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年11月30日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際しては「第一部【証券情報】第１【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。 なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【公表されるホームページのアドレス】	InfiniCloud株式会社 https://infinicloud.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第１項第１号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

１【訂正特定証券情報の公表理由】

2026年10月30日付で公表いたしました特定証券情報並びに2026年11月10日付で公表いたしました訂正特定証券情報、2026年11月11日付で公表いたしました訂正特定証券情報、2026年11月17日付で公表いたしました訂正特定証券情報の記載事項のうち、「第一部【証券情報】」の株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘における発行数の訂正及びこれらに関連する事項を訂正するため、訂正特定証券情報を公表するものであります。

２【訂正事項】

第一部　【証券情報】
第１　【特定投資家向け取得勧誘の要項】
１　【新規発行株式】
２　【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】
（１）【特定投資家向け取得勧誘の方法】

６　【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】
（１）【新規発行等による手取金の額】
（２）【新規発行等の理由及び手取金の使途】

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

第一部　【証券情報】

第１　【特定投資家向け取得勧誘の要項】

１　【新規発行株式】

＜訂正前＞

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容
普通株式	60,000株以内 （注）２	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

（注）１．2026年10月30日開催の取締役会決議によっております。

２．発行数については当該発行数を上限とし、実際に2026年11月18日から2026年11月20日までを予定する普通株式の申込期間において、申込のあった株式数が発行されます。

３．当社は2026年４月14日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条第２項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称　株式会社証券保管振替機構

住所　東京都中央区日本橋兜町７番１号

＜訂正後＞

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容
普通株式	38,700株以内 （注）２	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

（注）１．2026年10月30日開催の取締役会決議によっております。

２．発行数については当該発行数を上限とし、実際に2026年11月18日から2026年11月20日までの普通株式の申込期間において、申込のあった株式数であります。

３．当社は2026年４月14日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条第２項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称　株式会社証券保管振替機構

住所　東京都中央区日本橋兜町７番１号

２　【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

＜訂正前＞

（１）　【特定投資家向け取得勧誘の方法】

2026年11月17日に決定された発行価格（1,700円）にて、特定投資家向け取得勧誘（以下、「本取得勧誘」という。）を行います。

形態	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当てによる特定投資家向け取得勧誘	－	－	－
株主割当てによらない特定投資家向け取得勧誘	60,000	86,700,000	51,000,000
計（総発行株式）	60,000	86,700,000	51,000,000

（注）１．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

２．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年11月17日に決定された発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１相当額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は51,000,000円と決定いたしました。

＜訂正後＞

（１）　【特定投資家向け取得勧誘の方法】

2026年11月17日に決定された発行価格（1,700円）にて、特定投資家向け取得勧誘（以下、「本取得勧誘」という。）を行います。

形態	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当てによる特定投資家向け取得勧誘	－	－	－
株主割当てによらない特定投資家向け取得勧誘	38,700	55,921,500	32,895,000
計（総発行株式）	38,700	55,921,500	32,895,000

（注）１．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

２．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年11月17日に決定された発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１相当額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は32,895,000円と決定いたしました。

６　【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

＜訂正前＞

（１）　【新規発行等による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
102,000,000	5,100,000	96,900,000

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格（1,700円）の総額であります。

２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

３．株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

＜訂正後＞

（１）　【新規発行等による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
65,790,000	3,289,500	62,500,500

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格（1,700円）の総額であります。

２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

３．株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（２）　【新規発行等の理由及び手取金の使途】

＜訂正前＞

新規発行等の手取金である差引手取概算額96,900千円は、クラウドサービス事業拡大のための機材購入費用および人件費に充当する予定であります。手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

項目	予定金額（千円）	支払予定
機材購入費用	66,900	2027年９月期～2028年９月期
人件費	30,000	2027年９月期～2028年９月期

（注）上記費用につきましては、現時点において充当時期が決定していないため、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（３）【新規発行等の理由及び手取金の使途】

＜訂正後＞

新規発行等の手取金である差引手取概算額62,501千円は、クラウドサービス事業拡大のための機材購入費用および人件費に充当する予定であります。手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

項目	予定金額（千円）	支払予定
機材購入費用	42,501	2027年９月期～2028年９月期
人件費	20,000	2027年９月期～2028年９月期

（注）上記費用につきましては、現時点において充当時期が決定していないため、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。